

《 登園許可書をお願いする感染症 》

第2種 感染症	潜伏期間	登園許可の目安
インフルエンザ	1～5日	発症したあと5日、かつ解熱した後3日を経過するまで。 (解熱を確認した日をゼロとし翌日を1日目として数えます。)
水痘(みずぼうそう)	11～15日	全ての発疹が、かさぶたになってから。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	14～21日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日以上経過し、かつ全身状態が良好であること。
麻疹(はしか)	7～14日	熱が下がったあと、3日を経過してから。
風疹(三日はしか)	14～21日	発疹が消えてから。
咽頭結膜熱(プール熱)	5～7日	熱が下がり、咽頭痛、結膜炎がなくなった後、2日を経過してから。
百日咳	4～21日	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌療法が終了するまで。
結核	1ヶ月	医師において感染のおそれなくなったと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	2～10日	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

第3種 感染症	潜伏期間	登園許可の目安
腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	数時間～3日	治療が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便において、いずれも、菌陰性が確認されてから。
流行性角結膜炎	5日～2週間	医師において感染のおそれなくなったと認められるまで。
急性出血性結膜炎	1日～3日	医師において感染のおそれなくなったと認められるまで。
その他の感染症		下記参照

その他の感染症	潜伏期間	登園許可の目安
ヘルパンギーナ	3～6日	解熱後1日以上を経過し、普段の食事摂取可能になったら。
溶連菌感染症	2～7日	熱が下がり、有効な抗生物質を1～2日間内服して経過してから。
マイコプラズマ感染症	2～3週間	発熱・激しい咳が改善し全身状況がよくなったら。
RSウイルス	2～8日	呼吸症状が消失し、全身状態がよくなったら。
感染性胃腸炎(ロタ、ノロ、アデノウイルス)	1～4日	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事摂取可能になったら。

《 登園許可書は不要ですが、診断されたときは報告していただく疾患 》

第3種、その他の感染症	潜伏期間	登園許可の目安
手足口病	3～6日	合併症(関節炎、貧血、脳症等)がなく普段の食事摂取可能になったら。
伝染性紅斑(りんご病)	4～14日	発熱、食欲不振、頭痛、吐き気などがなくなったら。
アタマジラミ	7～10日	治療は必要。駆除を開始していること。
伝染性軟属腫(みずいぼ)	14～50日	掻き壊し傷から液が出ている時は、ガーゼ等で覆われていること。
伝染性膿痂疹(とびひ)	2～10日	湿疹が乾燥するか、湿潤液が少なく、病気の部分をガーゼなどで覆われていること。プール、水遊びは治るまで控える必要があります。
ヒトメタニューモウイルス	4～6日	熱が下がり、咳などの呼吸器症状がよくなって、全身状態がよくなったら。

上記5種の感染症については、登園許可書は不要です。

但し、症状によっては登園許可書の提出をお願いする場合があります。